

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告 示 目 次

- 建設業者の変更登録
- 建設業者の登録まっ消
- 建設業者の更新登録
- 建設業者の登録
- 解除予定保安林
- 未墾地買収予定地
- 森林区施業計画及び森林区実施計画案の公表
- 指定医師の取消
- 扶助金の支給基礎額の決定

肥料の登録

肥料生産業者代表者の変更
鳥取県標準複合肥料の指定告示の一部改正

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の氏名訂正

◇公安規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則等の一部改正

◇公 告

警察官（巡查）採用試験
昭和三十四年十月二十七日付鳥取県告示第五百七十号中訂正

告 示

◇鳥取県告示第六百八十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和

三十四年十二月十六日変更登録した。
昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所々在地	申請者氏名
------	-------	--------	-----------	-------

(ほ)鳥取県知事登録 第二九八号	昭三三、一、一二	(新)横山工務所	鳥取市向国安二三一	横山 勇治
---------------------	----------	----------	-----------	-------

(旧)横山組				
--------	--	--	--	--

◆鳥取県告示第六百八十九号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定により廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまっ消した。
昭和三十四年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	まっ消年月日
(ほ)鳥取県知事登録 第三八六号	昭三四、七、六	横山組	米子市富士見町四一	横山 武好	昭三四、一二、二二

◆鳥取県告示第六百九十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。
昭和三十四年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
(ほ)鳥取県知事登録 第四六五号	昭三四、七、一八	曾我水道工業株式会社	米子市角盤町二丁目九二	内田 睦男

〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃
----------	----------	----------	----------	----------

〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃
----------	----------	----------	----------	----------

〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃
----------	----------	----------	----------	----------

〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃
----------	----------	----------	----------	----------

〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃
----------	----------	----------	----------	----------

〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃	〃〃 〃〃 〃〃
----------	----------	----------	----------	----------

〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三号	三七号	一八号	八九号	五〇号	三八号	四八〇号	四七九号	四七七号	二八五号	二八一号
〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一八	一九	一八	一九	一〇、一九	一九	三一	一六	一〇、七	三〇	一八
馬野建設工業有限公司	八頭土木建築有限公司	岩美興産株式会社	釜田組	塩谷組	有限会社大鳥組	葉狩土建	河崎水道商会	有限会社河崎水道工業所	茅野工業有限公司	有限会社杉根組
東伯郡赤碓町赤碓七六八の二	八頭郡家町家二二九	岩美郡岩美町浦富	鳥取市鹿野町一四	鳥取市賀露町八三六	鳥取市元魚町二丁目三二	八頭郡智頭町大字中原	八頭郡河原町渡一本	鳥取市西町三三六	米子市角盤町二丁目九六	西伯郡名和町大字押平六八
馬野 勇	山野 豊美	大西 一男	釜田 定幸	塩谷 三蔵	田中 勘次	葉狩 徹二	福田 勲	河崎 丈夫	茅野 正治	杉根 茂男

〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三九五号	三三三号	四〇一号	四七六号	四七五号	三九三三号	三八九号	二三三三号	二七八号	二二五号	三九一号
〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一四	一八	七	二八	九、一七	二五	一	二〇	二五	六	一六
中田組	岸野土木建築有限公司	中田組	株式会社森尾組	有限会社山根組	小倉興産	野々村電気工業株式会社	松山組	丸吉組	岩見組	石原鉄工所
八頭郡家町万代寺二	八頭郡八東町字東四一〇	鳥取市下味野一六四	鳥取市東品治町一五七	鳥取市藩片原町	西伯郡名和町字御来屋	境港市大正町五八	倉吉市中河原三七三	東伯郡東伯町浦安三三五	東伯郡東伯町逢東一五四	八頭郡家町米岡五九六の一
中田 金松	岸野 源一	中田 一雄	森尾 剛	山根 甚八	小倉 巖	野々村信義	松山 力蔵	丸山 長市	岩見 進	石原 光義

五八三三号	五八四号	五八五号	五八六号	五八七号	五八八号	五八九号	五九〇号	五九一号	五九二号	五九三号
五	五	五	五	五	一六	昭和建设株式会社	高見建設有限公司	久米水道工業所	吉沢 土建	有限会社伊藤組
米子市道笑町三丁目三二	尾崎 工務店	倉吉電気工業株式会社	松 田 組	日宝鑿泉工業有限公司	名 和 建 設	昭和建设株式会社	高見建設有限公司	久米水道工業所	吉沢 土建	有限会社伊藤組
持田 助一	尾崎 幸男	藤井 数雄	松田 昉	東伯郡大栄町大字由良宿二八三の二 小豆沢求	西伯郡名和町大字御来屋七〇	鳥取市東品治町一〇	瓦町三〇	米子市角盤町三丁目	岩美郡岩美町大字浦富	鳥取市行徳六〇
伊藤 和明	吉沢 大典	松永 一三	松永 一三	田中 柳八	石橋 憲次	田中 柳八	沢田 房雄	松永 一三	吉沢 大典	伊藤 和明

五七一七号	五七二七号	五七三七号	五七四七号	五七五七号	五七六七号	五七七七号	五七八七号	五七九七号	五八〇七号	五八一七号	五八二七号
東栄建設	鳥取タイル	北条土建有限公司	有限会社田中工務店	酒本水道工業所	国岡組	勢村工業有限公司	前田興業	山崎組	酒井工務店	株式会社三協商会	東栄建設
八頭郡八東町大字皆原	鳥取市東品治町二の三三	東伯郡北条町国坂一、〇〇二	鳥取市川端二丁目	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡智頭町大字智頭	米子市祇園町一の六一	西伯郡淀江町大字淀江九四八	鳥取市川端一丁目三九の二	川下町九一	吉方七九一の二	八頭郡八東町大字皆原
竹内 富恵	芝岡 幸一	村田 只春	田中 愛吉	酒本 仲治	酒本 仲治	勢村 利夫	前田 勇	山崎 寿春	酒井 吉信	民野芳之助	竹内 富恵

所	在	地目		積	所有者の住所氏名
		台帖現況	台帖		
同	東伯郡東伯町大字野井倉字一向平ル 六六五番ノ二	原野	九、五九三、三三三	反	東伯郡東伯町古布庄財産区
同	所 字家ノ前 五三七番ノ二	原野	一〇〇、〇〇三	反	東伯郡東伯町大字野井倉二七九
同	所 五四〇番地	〃	三、三七、〇三三	反	右相続人 門田 甚蔵
同	所 五四一番地	〃	三、三八、〇〇六	反	同
同	所 五四三番ノ一	田	三、三八、〇〇九	反	田村 林市 相続人 田村 金寿
同	所 五四三番ノ二	原野	〇三、一〇〇	反	同

二、土地利用予定の概要

農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
1	1	一一、〇一四	一一、〇一四	1	1	

山守地区(一向ヶ平工区)
一、土地の所在

所	在	地目	積	積	所有者の住所氏名
同	東伯郡東伯町大字野井倉字一向平ル 六六五番ノ二	原野	九、五九三、三三三	反	東伯郡東伯町古布庄財産区
同	所 字家ノ前 五三七番ノ二	原野	一〇〇、〇〇三	反	東伯郡東伯町大字野井倉二七九
同	所 五四〇番地	〃	三、三七、〇三三	反	右相続人 門田 甚蔵
同	所 五四一番地	〃	三、三八、〇〇六	反	同
同	所 五四三番ノ一	田	三、三八、〇〇九	反	田村 林市 相続人 田村 金寿
同	所 五四三番ノ二	原野	〇三、一〇〇	反	同
同	所 五四四番地	〃	三、三九、〇三三	反	川崎 とわ 相続人 川崎 計明
同	所 五四五番地	〃	一〇四、〇〇五	反	同
同	所 五四六番地	〃	一三三、一〇〇	反	田村 林市 相続人 田村 金寿
同	所 五四九番地	田	一三三、一〇〇	反	同
同	所 五六七番地	畑	三、二九、〇〇五	反	門田 作次郎 同
同	所 五七二番地	原野	四〇〇、〇〇五	反	同
同	所 五七三番地	〃	〇〇〇、〇〇九	反	同
同	所 五七四番地	〃	〇〇〇、〇〇五	反	同
同	所 五七五番地	〃	〇〇一、〇一五	反	東伯郡東伯町大字野井倉一〇番屋敷 木下 いよ 相続人 矢木 久夫
同	所 五七六番地	〃	〇〇二、〇一〇	反	門田 浅吉 相続人 門田 正二
同	所 五七七番地	〃	〇〇三、〇〇三	反	同
同	所 五七九番地	〃	〇〇三、〇〇三	反	同
同	所 五八二番地	〃	〇〇三、〇〇三	反	同

実測

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
所 七四六番ノ第九	所 七四七番ノ一〇	所 七四七番ノ一六	所 七四七番ノ一五	所 七四七番ノ一四	所 七四七番ノ一三	所 七四六番ノ一一	所 七四六番ノ三〇	所 七四六番ノ三一	所 七四六番ノ三二	所 七四六番ノ三三
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
、八八、〇四	、七〇〇、三九	、四〇〇、〇五	、五〇〇、一五	、六二五、〇六	一、六〇〇、〇三	、五〇〇、〇三	、五〇〇、〇三	、五〇〇、〇三	、七〇〇、〇八	、三三三、〇五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
池田 秀治	植田 美実	釜谷 徳保	植田 保男	池田 衡	池田 秀治	池田 善吉	尾崎 万治	見生 五一	池田 善吉	小林 美行
相続人 池田 良笑	所	所	所	所	相続人 池田 良笑	所	所	所	所	所

同	所 七四七番ノ七	、二五、〇四	右	同
二、土地利用予定の概要				
農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	入植予定戸数
―	―	・反 九二五	・反 九二五	―
鳥取県告示第六百九十四号				
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第三項の規定による森林区施業計画（E基本計画区）及び同法第八条第一項の規定による昭和三十五年度森林区実施計画案を昭和三十四年十二月二十五日次のとおり公表する。				
昭和三十四年十二月二十五日				
鳥取県知事 石 破 二 朗				
一、森林区施業計画（三九ノ四六森林区）の公表の場所				
1. 鳥取県庁				
2. 西部山林事務所				
二、昭和三十五年度森林区実施計画案				
(1) 公表の場所				
1. 鳥取県庁				
2. 東部、中部及び西部山林事務所				
3. 各市町村役場				
(2) 市町村長が縦覧に供する期間				
昭和三十四年十二月二十六日から三十日間				
鳥取県告示第六百九十五号				
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による指定医師の指定を昭和				

三十四年十二月十九日次のとおり取り消した。
昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所	取 消 理 由
内 科	藤 尾 正 人	倉吉市越殿町厚生病院内	転 出
外 科	高 橋 真 一	〃	転 出

鳥取県告示第六百九十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による医師の指定を昭和三十四年十二月十九日次のとおり取り消した。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所	取 消 理 由	備 考 (旧勤務先)
眼 科	藤 永 豊	鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内	広島県へ転出	鳥取大学医学部 附属病院
〃	松 尾 智久三	〃	退 職	〃
〃	矢 野 敏 郎	〃	兵庫県へ転出	〃

耳鼻いんこう科	宮 本 正 明	〃	〃	鳥取大学医学部 附属病院
〃	浦 谷 忠 雄	〃	〃	〃
〃	森 脇 良 省	〃	岡山県へ転出	〃
〃	坂 口 幸 雄	〃	退 職	〃

鳥取県告示第六百九十七号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十四条第二項第二号及び第三号の規定に基づく扶助金支給基礎額を次のように定め、昭和三十四年十二月二十五日から施行する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

災害救助法施行令第十四条第二項第二号の規定に基づく支給基礎額

一 支給基礎額は、災害救助法施行令第十条第一号、第三号及び第五号から第十号までに掲げる者については八百円、同条第二号に掲げる者については四百

円、同条第四号に掲げる者については四百五十円とする。

災害救助法施行令第十四条第二項第三号の規定に基づく支給基礎額

一 支給基礎額は、三百七十円とする。ただし、その額が、協力者の通常得ている収入の日額に比し著しく公正を欠くときは、六百円をこえない範囲内において、これを増額した額をもって支給基礎額とすることができ。

二 次の各一に該当する者で協力者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみち

がなく主として協力者の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前号の額に1に該当する者については二十円を、2から5に該当する者については、一人につき十三円（満十八才未満の子のうち一人については二十円）を、それぞれ加算して得た額をもって支給基礎額とする。

1. 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

2. 満十八才未満の子及び孫
 3. 満六十才以上の父母及び祖父母
 4. 満十八才未満の弟妹
 5. 不具廃疾者
- 鳥取県告示第六百九十八号
- 肥料取締法（昭和二十五年法律第二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
- 昭和三十四年十二月二十五日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）		生産業者住所氏名
		窒素全量	リン酸全量	
鳥取県 第三一四号	六、一 ごま油かす粉末	六、一	二・〇	鳥取新鑄物師町六八 有限会社因幡製油 取締役社長 入川 昌彦
鳥取県 第三一五号	五、六 なたね油かす粉末	五、六	二・三	東伯郡大栄町字西園九五二 有限会社協和製油 取締役社長 飯田 卷蔵

鳥取県告示第六百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産業者の代表者を変更した。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分（パーセント）		生産業者の住所氏名	変更月日	変更した事項
		窒素全量	りん酸全量			
鳥取県 第二四〇号	五、〇 なたね油かす粉末	五、〇	二・〇	倉吉市上井三二〇〇ノ一一 鳥取県中央農業協同組合 連合会	三、二、二六	代表者 近池 利勝 磯江 義博
鳥取県 第二五八号	七、〇 魚かす粉末	七、〇	六・〇	倉吉市上井三二〇〇ノ一一 鳥取県中央農業協同組合 連合会 磯江 義博	三、二、二六	代表者 近池 利勝 磯江 義博

鳥取県告示第七百号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号（鳥取県標準複合肥料の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年十二月二十五日から施行する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（二）製造標準及び注意事項の二 原料に使用する有機質肥料の制限に関する事項の1中「ごま油かす粉末」の下に「わたみ油かす粉末、カポック油かす粉末、あまに油かす粉末」を加える。

◆鳥取県告示第七百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨、届出があった。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

松尾溜池土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	深田 貞芳	西伯郡大山町妻木
〃	深田 浅一	〃
〃	田中 巖	安原
〃	谷上 友悦	〃
〃	種田 紀秋	〃
〃	入江 治一	富岡
〃	齊木 哲	保田
〃	齊木 友一	〃
〃	谷野 義信	平田
〃	古川 正助	西伯郡淀江町今津
〃	田中 礼二	〃
〃	松井 彦一	淀江

就任した役員の名及び住所

〃	湯浅 直之	〃
〃	森田 吉重	〃
〃	監事 汐田 長好	西伯郡大山町妻木
〃	山根 恭一	平田
理事	深田 貞芳	西伯郡大山町妻木
〃	深田 浅一	〃
〃	田中 巖	安原
〃	谷上 友悦	〃
〃	種田 紀秋	〃
〃	入江 潔	富岡
〃	齊木 哲	保田
〃	齊木 友一	〃
〃	谷野 義信	平田
〃	松田 義造	西伯郡淀江町今津
〃	王島 正明	〃
〃	松井 彦一	〃
〃	湯浅 直之	淀江

昭和三十四年五月十六日通常総会において選挙の結果当選し、五月十九日就任、任期四年。
小町土地改良区

退任した役員の名及び住所

〃	森田 伸一	〃
〃	監事 汐田 長好	西伯郡大山町妻木
〃	山根 恭一	平田
理事	妹尾 義弘	西伯郡岸本町小町
〃	妹尾 吏	〃
〃	妹尾 孝徳	〃
〃	妹尾 孝史	〃
〃	遠藤 隆重	〃
〃	遠藤 隆重	〃
〃	坂本 広輝	〃
〃	坂本 広輝	〃
〃	妹尾 友重	〃
〃	妹尾 友重	〃
〃	就任した役員の名及び住所	〃
〃	理事 妹尾 義弘	西伯郡岸本町小町
〃	妹尾 吏	〃
〃	妹尾 孝徳	〃

昭和三十四年六月十日通常総会において総選挙の結果当選し、六月十一日就任、任期二年。
鳥取県告示第七百二号

東郷湖周辺土地改良区からさきに届出のあった就任役員の名について、次のように訂正する旨届出があった。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所

氏 名

正 誤

東伯郡羽合町大字上浅津 嶋田 安夫 鳥田 安夫

公安規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日
鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県公安委員会規則第十二号

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
別表一及び二中「鳥取県宝木警察署」を「鳥取県浜村警察署」に改める。

第二条 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）を次のように改正する。

定員配置表中「宝木署」を「浜村署」に改める。
附 則

この規則は、昭和三十四年十二月二十六日から施行する。

公 告

第六回警察官（巡查）採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の各警察署に勤務する警察官（巡查）の採用試験です。

一、採用予定人員 約十名

二、職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪

の予防、捜査被疑者の捕逮、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

三、受験資格

1. 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
2. 年齢、性別 昭和十年四月二日から昭和十六年四月一日までに生れた男子に限ります。但し、高等学校を昭和三十五年三月三十一日までに卒業する見込の者は、昭和十七年四月一日までに生れた者でも受験できます。
3. 次の各号の一つに該当する者は受験できません。
 - (イ) 日本の国籍を有しない者
 - (ロ) 禁治産者及び準禁治産者
 - (ハ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ニ) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - (ホ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法

又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四、第一次試験

1. 方法 警察官として必要な知能及び教養について筆記試験（記憶検査、教養試験、作文試験）を行います。
2. 日時、場所 昭和三十五年一月三十一日（日）鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は受験票交付の際お知らせします。

3. 第一次試験合格者の発表 昭和三十五年二月十七日（水）県庁前に掲示するほか合格者に通知します。
- 五、第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行ないます。

1. 方法

- (イ) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

- (四) 身体検査、体力検査 職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。
 - 身長 一六二センチメートル以上
 - 体重、胸囲、身長に相当する発育をしていること。
 - 視力 両眼共裸眼視力〇・六以上、または裸眼視力〇・一以上で、かつ、きょう正視力一・〇以上あること。
- その他 弁色力完全であること。身体に奇型その他の異常のないこと。
- (イ) 身体精密検査胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。
- (ロ) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。
- 2. 日時、場所 昭和三十五年二月下旬、鳥取市において行ないますが、詳細については第一次試験合格者にお知らせします。

六、合格者の発表

- 昭和三十五年三月上旬、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。
- 七、合格から採用まで
 - 1. 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
 - 2. 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和三十五年四月の予定）して、一年間初任教養を受けた後、巡査としての勤務につきます。
 - 3. 給与は巡査に任命され、巡査見習生として入校すると、原則として公安職給料表五等級一号給（月額八、〇九〇円）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等と、制服その他必要な被服が支給されます。
 - 4. 幹部への昇進は、実力次第で、だれでも管区警察学校又は警察大学校に入学して、幹部としての教養を受ける機会を与えられて、上級の警察官への昇進

八、受験手続及び受付期間

- 1. 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内各警察署に請求して下さい。郵便による場合はあて先を明記して一〇円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。切手のないものは送付しません。
- 2. 申込

申込書に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取して下さい。郵便による場合、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはって下さい。切手のないものは受験票を送付しません。
- 3. 受付期間

昭和三十五年一月十一日（月）から、昭和三十五年一月二十五日（月）午後五時まで、郵送の場合は、一月二十五日（月）午後五時までの着信に限りま

九、その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、駐在所、派出所に照会して下さい。

正 誤

昭和三十四年十月二十七日付鳥取県告示第七十号中次の箇所について誤りがあったので訂正する。

頁 段 行 誤 正

4 上 1 高浜七二六ノ二四一 高浜七二六ノ三四一